

## 三郷市図書館雑誌スポンサー制度実施要領

平成25年9月10日教育長決裁

### (目的)

第1条 この要領は、三郷市図書館(以下「図書館」という)における雑誌スポンサー制度を定めることにより、図書館の雑誌に民間企業等の情報発信の場を提供するとともに新たな財源を確保し、雑誌コーナーの充実を図ることを目的とする。

### (雑誌スポンサー制度)

第2条 この要領において雑誌スポンサー制度とは、市と市に雑誌を提供するもの(以下「スポンサー」という)との契約により、図書館に配架する雑誌の購入費用をスポンサーが負担する制度をいう。

2 市長は、前項の契約により、提供雑誌の最新号カバー表面及び雑誌架にスポンサー名を表示し、最新号カバー裏面に広告を掲載することができる。また、図書館及び市のホームページにスポンサー名等を公表することができる。

### (雑誌の選定)

第3条 スポンサーは、図書館が指定する「雑誌リスト」から雑誌を選定しなければならない。

### (スポンサーの資格)

第4条 スポンサーとなることができるものは、企業、商店、団体等とし、個人は対象としない。

2 スポンサーが次の各号のいずれかに該当するときは、スポンサーとなることができないものとし、契約期間中においてこれらのものに該当するに至った場合も同様とする。

(1) 民事再生法(平成11年法律第225号)又は会社更生法(平成14年法律第154号)による再生又は更正手続中であるもの

(2) 法律、法律に基づく命令、条例、規則等に違反したもの

(3) 市の入札参加資格において入札参加停止措置を受けているもの

(4) 暴力団、暴力団の構成員その他これらに準ずるもの

(5) 前各号に掲げるもののほか、広告掲載の対象とすることが適当でないと認めるもの

### (広告の内容)

第5条 広告の内容は、市の公共性、品位及び信頼性を損なうおそれがなく、かつ、市民に不利益を与えないものとする。

2 市長は、広告の内容が次の各号のいずれかに該当するときは、広告掲載の対象としないものとする。

(1) 法令等に違反するもの又は抵触するおそれがあるもの

(2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第1項に掲げる営業に関するもの

(3) 政治性のあるもの又は選挙に関するもの

- (4) 宗教性のあるもの又は思想的なもの
- (5) 個人、団体等の意見広告又は名刺広告
- (6) 青少年の保護又は健全育成に反するもの
- (7) 求人広告その他これに類するもの
- (8) 消費者保護の観点からふさわしくないもの
- (9) 貸金業法（昭和58年法律第32号）第2条第1項に規定する貸金業に関するもの
- (10) 公序良俗に反するもの又はそのおそれがあるもの
- (11) 前各号に掲げるもののほか、掲載する広告として適当でないとするもの

（スポンサー名及び広告の規格等）

第6条 提供雑誌の最新号カバー表面及び雑誌架に表示するスポンサー名は、大きさは縦4cm、横13cm以内とする。この場合において、貼付位置は、図書館が決定するものとする。

2 提供雑誌の最新号カバー裏面の広告は、最新号カバーに収まるサイズのものとし、スポンサーが作成した片面印刷のものとする。

3 スポンサー名は前2項のいずれにおいても、同一名称を用いるものとする。

（広告掲載期間等）

第7条 広告の掲載期間は、原則として市長がスポンサーを決定した日の属する月の翌月から起算して1年とする。ただし、表示期間の満了する日の3月前までに、市長又はスポンサーいずれからも解約の意思表示がない場合は、更に1年継続するものとし、その後も同様とする。

2 スポンサーが提供した雑誌の配架位置については、図書館が決定する。

（広告の変更）

第8条 スポンサーは、広告掲載期間中に雑誌カバー裏面に掲載する広告の変更を行うことができる。

2 広告の変更は1か月間に1回までとし、変更にあたっては、市長と事前に協議し、その承認を得なければならない。

（雑誌スポンサー制度の申込方法）

第9条 雑誌スポンサー制度に申込みをしようとする者（以下「申込者」という。）は、三郷市図書館雑誌スポンサー制度申込書（様式第1号）により市長に申し込まなければならない。

2 前項の申込書には、次に掲げる資料を添付しなければならない。

(1) 業種等のわかる会社概要等

(2) 広告図案

（スポンサーの審査及び決定）

第10条 市長は、前条の規定による申込みがあったときは、申請内容等を審査し、スポンサーを決定するものとする。

2 前項の規定による審査は、同一の雑誌に複数の申込みがある場合は先着順とする。

3 前2項の規定によりスポンサーを決定したときは、申込者に対し、その結果を三郷市図書館雑誌スポンサー決定（却下）通知書（様式第2号）により通知するものとする。

( 契約 )

第 1 1 条 スポンサーに決定した申込者は、覚書( 様式第 3 号 )により市と契約を締結するものとする。

( 購入代金の支払方法 )

第 1 2 条 スポンサーは、契約の締結の日又は第 7 条ただし書きの更新の日から起算して 3 0 日以内に、提供する雑誌の 1 年分の購入代金を一括して市に納付しなければならない。

2 金融機関の振込手数料を必要とする場合は、スポンサーの負担とする。

3 市は、価格変動による雑誌代金の追加徴収又は返還は行わないものとする。

( 雑誌が休刊した場合の措置 )

第 1 3 条 スポンサーが提供する雑誌が休刊又は廃刊した場合は、図書館と協議の上、別の雑誌に広告を振り替えるものとする。

( 雑誌の提供の中止の申出 )

第 1 4 条 スポンサーは、自己の都合により雑誌の提供を中止しようとするときは、中止しようとする日の 3 月前までに市長に申し出なければならない。この場合において、既納の雑誌代金は還付しないものとする。

( スポンサーの決定の取消し )

第 1 5 条 市長は、次の事項のいずれかに該当するときは、第 1 0 条第 3 項の規定による決定を取り消すことができる。

( 1 ) スポンサーが前条の規定により雑誌の提供の中止を申し出た場合において、その内容を審査したうえで、これを承認するとき。

( 2 ) スポンサーが第 4 条第 2 項のいずれかに該当することが明らかになったとき。

( 提供雑誌の所有権 )

第 1 6 条 提供を受けた雑誌の所有権は、市に帰属するものとする。

( 広告掲載の責務 )

第 1 7 条 スポンサーは、掲載した広告の内容に関する一切の責任を負うものとする。

( その他 )

第 1 8 条 この要領に定めるもののほか、雑誌スポンサー制度の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、平成 2 5 年 1 0 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 2 7 年 1 月 2 2 日から施行する。